資料６【別紙】

子ども・子育て会議への意見聴取について
（こども誰でも通園制度）

○事業の認可基準の内容

・こども誰でも通園制度に係る設備及び運営の基準（事業に従事する職員の保育士資格の要否、人員配置、面積基準等）の条例を定めるに当たっての意見聴取

（実施時期：令和7年9月中旬～10月初旬）

○ニーズの把握と必要量の推計

・こども誰でも通園制度の量の見込みと確保方策等について検討し、子ども・子育て支援事業計画へ追記（又は代用計画の作成）をするに当たっての意見聴取

（実施時期：令和7年9月中旬～10 月初旬）

○事業を実施するための認可

・市がこども誰でも通園制度を実施する事業者に対して、事業を行うために必要な経済的基礎の有無、事業を行う者の社会的信望、設備運営基準への適合状況等について審査し、認可を行うに当たっての意見聴取

（時期：令和8年1月中旬～3月初旬）

＜意見聴取の方法＞

・書面による意見聴取